会員の皆様へ

今年度の総会開催方法につきまして、大変分かりにくくて申し訳ありません。

本来であれば、すべての商工会員が一堂に会する機会を設け、商工会運営のための重要事項を審議するため総会を招集しなければなりませんが、コロナウイルス感染症拡大のリスクを避けるため、本年は書面による総会開催とさせいただきたく会員の皆様に通知させていただきました。

現在、「書面議決の方法で開催してよろしいか」に関する承諾書を回収中です。

過半数の賛同が得られた後、総会の資料と議決用はがきを送付いたします。総会資料にお目通しいただき、はがきに「承認する」または「承認しない」に〇を付けご返送願います。

過半数の賛同が得られた場合、議案が承認されたとみなされます。

静岡県商工会連合会の指導のもとに行っておりますが、お手数をわずらわせて申し訳ありません。何卒ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

総会書面開催の流れ

総会の書面議決に　　　　・会員に対し書面議決での開催について伺う

よる実施賛否確認　　　　　　　　　（往復はがきによる回答）

　会員の過半数から同意が得られた場合

総会の書面開催案内 ・会員に対し開催案内と議案書を送付して

書面決議を実施します。

（総会資料配布と　議決書（はがき）回収）